

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年6月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400286号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2500003号

第1 結論

平成10年*月から平成19年9月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年*月から平成19年9月まで

平成10年*月頃、母親がA市B区役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行う際に、併せて付加保険料の納付申出を一度のみ行った。請求期間に係る付加保険料についても、最初の3回目ぐらいまでは郵便局で、その後は母親名義の銀行口座の口座振替により、それぞれ母親に納付してもらっていた。しかし、国の記録において、請求期間に係る付加保険料が未納となっていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の付加保険料の納付申出及び付加保険料の納付を行っていたとする請求者の母親は、平成10年*月頃にA市B区役所で当該納付申出を一度のみ行った旨主張している。

しかしながら、日本年金機構から提出されたA市B区役所受付の請求者に係る国民年金付加保険料納付申出書(写)によると、平成19年10月2日に付加保険料の納付申出が行われ、同日に同区役所で受け付けられていることが確認できる上、オンライン記録によると、同日に付加保険料の納付申出が行われた記録となっており、同日より前に付加保険料の納付申出が行われた記録は確認できないことから、請求者は、制度上、請求期間に係る付加保険料を納付することはできない。

また、A市に係る国民年金被保険者収滞納一覧表及びオンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付方法について、請求者の母親が主張するとおり口座振替であったことは確認できるものの、請求者の当該期間に係る保険料については、定額保険料のみ納付済みと記録されていることが確認できる。

さらに、A市B区は、請求期間当時の国民年金の届出に関する資料については、保存期間(5年)経過により保管していない旨回答しているほか、請求期間のうち、同市で国民年金保険料

の収納業務が行われていた平成10年*月から平成14年3月までの期間の保険料の納付書について、付加保険料の納付申出が行われた場合、定額保険料と付加保険料の合計額が表示された1枚の様式として発行していた旨回答及び陳述しており、請求者の母親がこれらの保険料と一緒に納付していながら、上述のとおり定額保険料のみ納付済みと記録されることは考え難いことから、請求者の当該期間に係る付加保険料が納付されていた事情はうかがえない。

加えて、請求者の母親が、請求者の請求期間に係る国民年金の付加保険料を納付していたとする複数の金融機関に対し照会したものの、いずれも照会日から10年を超える期間の入出金明細は発行できない旨陳述しており、請求者の請求期間当時の入出金に係る記録について確認することができない。

また、請求期間は*か月と長期間であるとともに、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成14年4月以降は、保険料の収納を国が一元的に行うこととされたことを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じることは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。